

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

(1) 健全化判断比率等の公表等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成20年4月から施行され、地方公共団体の長は、毎年度、健全化判断比率及び公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するとともに、住民に対して公表することが義務付けられました。

(2) 財政の早期健全化、財政の再生

各地方公共団体は、健全化判断比率により「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれ「財政健全化計画」「財政再生計画」の策定や外部監査の実施が義務付けられます。

(3) 公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画の策定や外部監査の実施が義務付けられます。

(4) 早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準

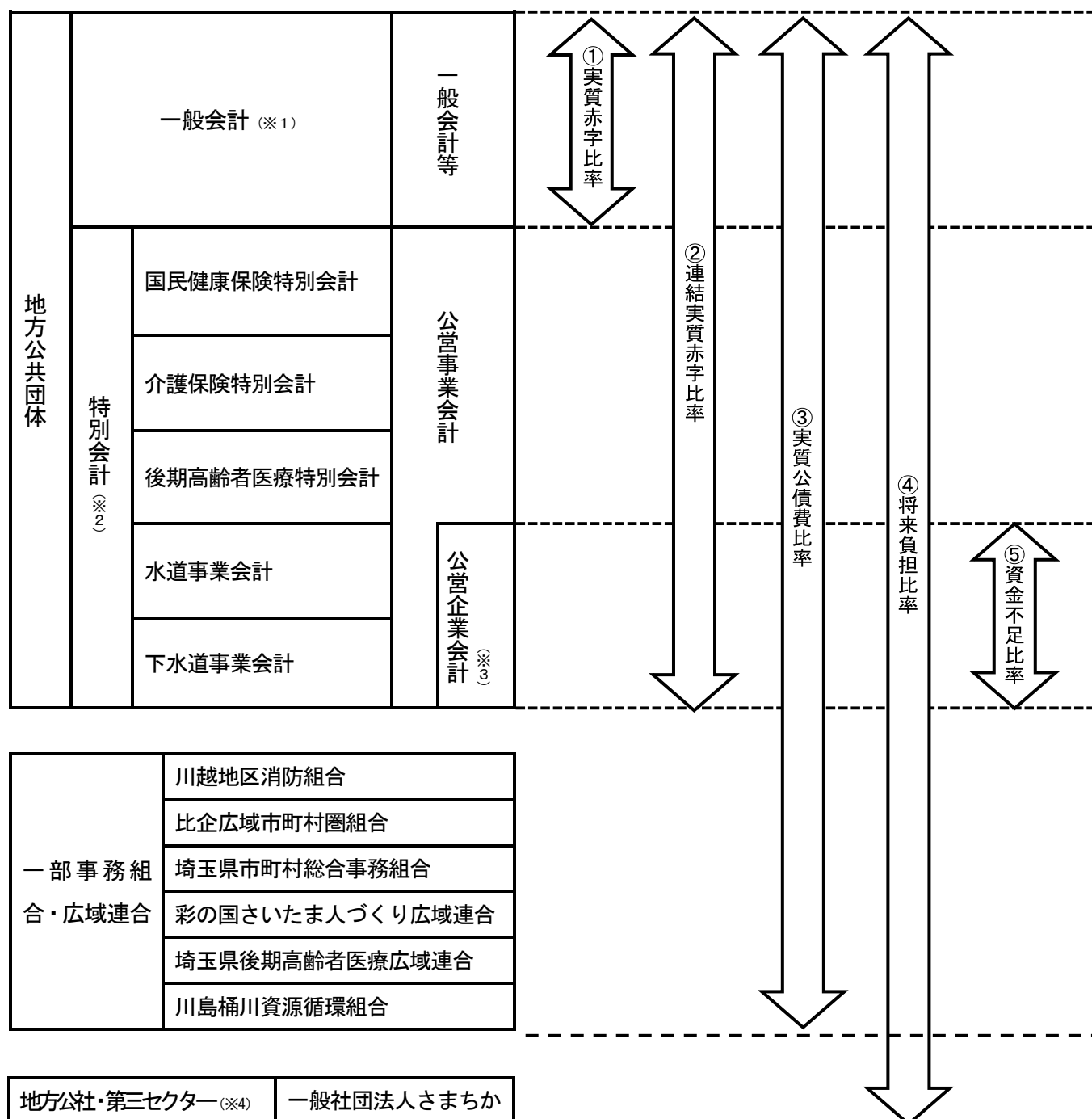
早期健全化段階及び財政再生段階となる早期健全化基準及び財政再生基準は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率について定められています。また、経営健全化基準は、資金不足比率について定められています。

	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)	経営健全化基準 (イエローカード)
実質赤字比率	11.25～15%	20%	—
連結実質赤字比率	16.25～20%	30%	—
実質公債費比率	25%	35%	—
将来負担比率	350%	—	—
資金不足比率	—	—	20%

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率のうち早期健全化基準に幅がありますが、これは各地方公共団体の財政規模により変動します。

※該当する基準がない場合は、「—」となっています。

(5) 川島町における地方財政健全化法の各比率の対象範囲



※1 一般会計とは、福祉、教育、まちづくりなど、行政運営の基本的な経費を計上している会計です。

※2 特別会計とは、特定の収入をもって特定の支出に充てるため、一般会計と区別して経理する必要がある場合に設けられる会計になります。なお、本町における特別会計は、法律で設置が義務付けられているもの（国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の特別会計）と、条例を定めて設置するもの（水道事業・下水道事業の特別会計）に分けられます。

※3 公営企業会計とは、特別会計のうち水道などの料金収入により運営される事業の会計になります。なお、本町における公営企業会計は、水道事業と下水道事業になります。

※4 第三セクターとは、町が出資又は出えんを行っている一般社団法人等をいいます。

（６）各指標の算定式及び主な用語の説明

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

一般家庭に例えると…世帯の年収に対する赤字の割合

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

○一般会計等の実質赤字

一般会計に属する特別会計の実質赤字額

※ 学校給食費特別会計は令和３年度より一般会計に編入されています。

○標準財政規模

地方公共団体が毎年度経常的に収入する町税や普通交付税を中心とする、用途が限定されない一般財源の総額を示すもの

2 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

一般家庭に例えると…親世帯と子世帯を合わせた一家全体の年収に対する赤字の割合

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○連結実質赤字額

全会計の黒字額と赤字額を合計して赤字となった額

○全会計

一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、下水道事業会計

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

一般家庭に例えると…世帯の年収に対するその年のローン返済額の割合

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

○準元利償還金の内容

- ①満期一括償還地方債の1年当たりの元利償還金相当額
- ②公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金
対象公営企業：水道事業、下水道事業
- ③加入する組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる負担金・補助金
対象組合等：川越地区消防組合、比企広域市町村圏組合、川島桶川資源循環組合
- ④公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出
- ⑤一時借入金の利子

○特定財源

都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税
(本町では都市計画税なし)

○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

○基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を統一的な基準により算定するもの

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

一般家庭に例えると…将来支払う家などのローン残高が世帯年収の何年分に相当するか

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{充当可能特定歳入} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○将来負担額の内容

- ①一般会計等の地方債現在高
- ②債務負担行為に基づく支出予定額
- ③公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担見込額
対象公営企業：水道事業、下水道事業
- ④加入する組合等における地方債の償還財源に充当する町からの負担等見込額
対象組合等：川越地区消防組合、比企広域市町村圏組合、川島桶川資源循環組合
- ⑤一般会計等で退職手当を負担する特別職及び一般職員に対する退職手当負担見込額
- ⑥設立法人の負債額等に係る一般会計等の負担見込額
対象法人：一般社団法人さまちか
- ⑦連結実質赤字額
- ⑧加入する組合の連結実質赤字額のうち一般会計等の負担見込額

○充当可能基金額

上記①から⑥に充てることができる基金

○充当可能特定歳入

上記①から⑥に充てることができる特定財源（都市計画税）
（本町では都市計画税なし）

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金

5 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○公営企業

算定対象となる公営企業：水道事業、下水道事業

○資金の不足額

（流動負債＋建設改良費等以外の目的で発行した地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

○流動負債

1年以内に支払期限又は償還期限の到来する債務

○流動資産

現金、預金、未収金などのように年度内に現金化することができる資産

○解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

○事業の規模

営業収益の額－受託工事収益の額

（7）制度概要など詳細

総務省ホームページをご参照ください。

<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>（総務省ホームページ）